

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案参照条文

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

② （略）

第十二条 （略）

②・③ （略）

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。